

- 保護者版(乳幼児・学齢期) -

ちゃんと知って みんなで考えよう!

子どもの権利条約



芦屋市

子どもの権利条約とは

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」※1は、世界中の子どもが健やかに成長できるようにとの願いを込めて、1989（平成元）年11月に国際連合の総会で採択され、日本は1994（平成6）年にこの条約を結んでいます。

子ども（18歳未満）はどんなときも国と大人から安全に守られ、健やかに育ち、また自分の意見を表すことができます。

この条約は、子どもの「基本的人権」を尊重することを国と国とが約束したものです。

18歳未満を「児童（子ども）」とし、「子どもが生存、成長、発達するためには大人の助けが必要」とする子どもの目線でつくられています。

子どもの権利条約は、すべての子どもが幸せに暮らせるための約束ごとです。

大人は常に、子どもたちが、楽しく安心して暮らせる社会にするためにどうすれば良いかを考えることが大切です。

条約は全部で54の条文からなり、大きく4つの柱からできています。

ここでは、主な条項を選んで、わかりやすく解説しています。

それぞれに、どんなことが定められているかを正しく理解し、子どもたちが、安心して成長できる社会を大人の手でつくっていきましょう。



生まれたばかりのかけがえのない子どもたちが、安心して成長できる社会をつくるのは私たち大人の責任です。
自分の子どもだけでなく、すべての子どもを大切にしましょう。

※1：子どもの権利条約の全文は、日本ユニセフ協会のホームページから見ることができます。

https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig_all.html

（条文の表記は、日本ユニセフ協会の抄訳を参考にしています。）



生きる権利

子どもたちはみんなのちを大切にされ、みんなに愛されながら健やかに育ち生きることができます。

第2条 差別の禁止

国の違いや、男か女か、どのような言葉を使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見を持っているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、などによって差別されません。



第3条 子どもにとってもっともよいことを

子どもに関係のあることをおこなうときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

大人は子どもの心やからだの発達に合わせて、適切な対応を心がけましょう。



第5条 親(保護者)の指導を尊重

大人は、子どもの心やからだの発達に応じて、適切な指導をしなければなりません。

国は、親(保護者)の指導する権利を大切にしなければなりません。

そのときどきの子どもの声に耳を傾け
コミュニケーションを図って大人の思い
を押し付けないよう気を配りましょう。

第6条 生きる権利・育つ権利

すべての子どもは、生きる権利をもっています。

大人はその権利を守るために、できる限りのことをしなければなりません。

子どもたちが健やかに育つために、
すべての大人は努力する必要があります。



守られる権利

個性が認められて自分の考えを表すことができます。
**暴力やいじめからも守られます。障がいのある子どもや
少数民族の子どもなどは特に守られなければいけません。**

第 19 条 虐待・放任からの保護

どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、むごい扱いなどを受けたりすることができないように、大人は協力して子どもを助け、子どもを守らなければなりません。

子どもを育てる責任は、まずその親(保護者)にあります。
周りの大人の意見も聞き、社会全体で子どもたちを守ってあげましょう。
子育てに悩んだとき、育てられなくなったときは、行政機関に相談できるところや支援する仕組みがあります。



第 30 条 少数民族・先住民の子ども

少数民族の子どもや、もとからその土地に住んでいる人びとの子ども、国籍の違う子どもが、その民族、その国の文化や宗教、ことばを大切に思う心を尊重しなければなりません。



違う考え方や生き方であっても、お互いに尊重し合うことが大切です。

第 32 条 経済的搾取・有害な労働からの保護

第 33 条 麻薬・覚せい剤などからの保護

第 36 条 あらゆる搾取からの保護

子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないようにまた、麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることに巻き込まれないように守らなければなりません。

どんなかたちでも、子どもの幸せを奪って利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。

子どもが危険な目にあわないよう、周りの大人は目を配り、安全・安心な社会づくりを目指しましょう。



育つ権利

**教育を受け、自分の考え方や信じることの自由が守られます。
ときには休んだり遊んだりして自分らしく育つことができます。**

第 23 条 障がいのある子ども

心やからだに障がいがあっても、その子どもの個性や誇りが傷つけられてはなりません。国は、障がいのある子どもも充実して暮らせるように、教育やトレーニング、保健サービスなどが受けられるようにしなければなりません。

すべての子どもがともに守られ、いごこちのよい社会になるよう、みんなが協力し合うことが大切です。



第 28 条 教育を受ける権利

子どもには教育を受ける権利があります。

学びたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。

学校のきまりは、人は誰でも人間として大切にされるという考え方からはずれるものであってはなりません。

子どもには無限の未来があります。
子どもが自由に学び成長できる環境をつくるのは大人である私たちの役目です。



第 29 条 教育の目的

教育は、子どもが自分の持っているよいところをどんどん伸ばしていくためのものです。教育によって、子どもが自分も他の人もみんな同じように大切にされるということや、みんなと仲良くすること、みんなの生きている地球の自然の大切さなどを学べるようにしなければなりません。



いろいろな経験をすることで子どもは人として豊かになり、生きる力を育みます。
大人の思いだけでなく、子どもの声に耳を傾け、その子にとって一番よいことは何か、本当は何をしたいかも大切にしてあげたいですね。

第 31 条 休み、遊ぶ権利

子どもは、休んだり、遊んだり、文化・芸術活動に参加することができます。



参加する権利

自由に意見を表現したり、自由な活動をおこなったり、社会に参加することができます。

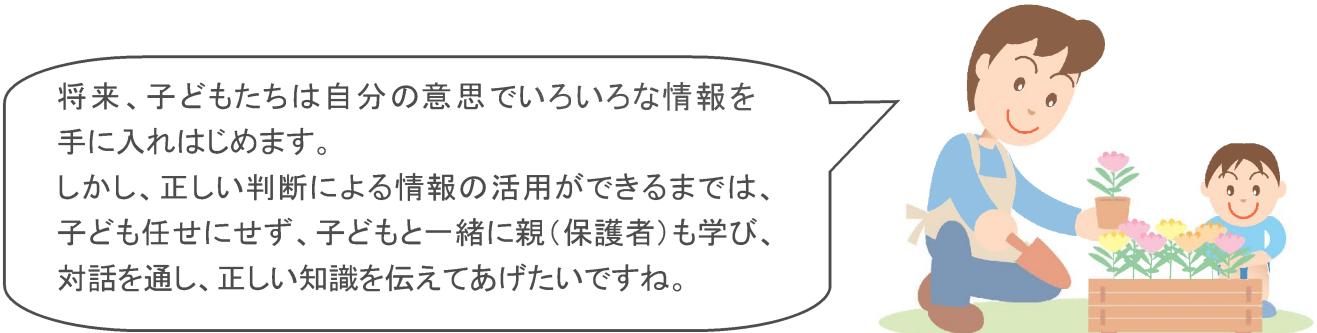
第 12 条 意見を表す権利

自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表すことができます。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。



第 13 条 表現の自由

自由な方法でいろいろな情報や考えを伝えたり、知ることができます。ただし、ほかの人に迷惑をかけてはなりません。



第 16 条 プライバシー・名誉は守られる

自分のこと、家族のくらし、住んでいるところ、電話や手紙など、人に知られたくないときは、それを守ることができます。

他人から誇りを傷つけられない権利があり、また、他の人をも傷つけてはいけません。



保護者の皆さんへ

世界の中のそれぞれの国では、戦争や飢え、災害などにより、多くの子どもたちが犠牲になっています。また、戦争もなく、経済的に豊かだと思われている国でも、いじめなどのそれぞれの事情で、悩み・苦しんでいる子どももいます。

子どもが大人に成長するまでには、それぞれの時期に、子どもの発達や生活環境に合わせた適切な支援を行うことが必要です。

この条約では、子どもの人としての尊厳、人としての権利である基本的人権を尊重し、子どもがどのように守られ、大切にされなければならないかということを明らかにされています。

その基本には、すべての人は同じように大切にされなければならないという考え方があります。

そのためには、それが自分が自分のもつ権利を知るとともに、権利を主張するためには、果たすべき責任を伴っている場合があるということやルールを守ることも同じく学ぶことが大切になります。

すべての人が、安心して楽しく暮らせる社会にするためには、国も、大人も子どもも、みんなが意識して、協力し、努力する必要があります。

それが自分の立場で何をするべきか、何ができるかなど、子どもの成長に合わせながら親子で考える機会を是非作ってみてください。

なお、令和 5 年 4 月から、こども政策を総合的に推進することを目的として、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めたこども基本法ができました。

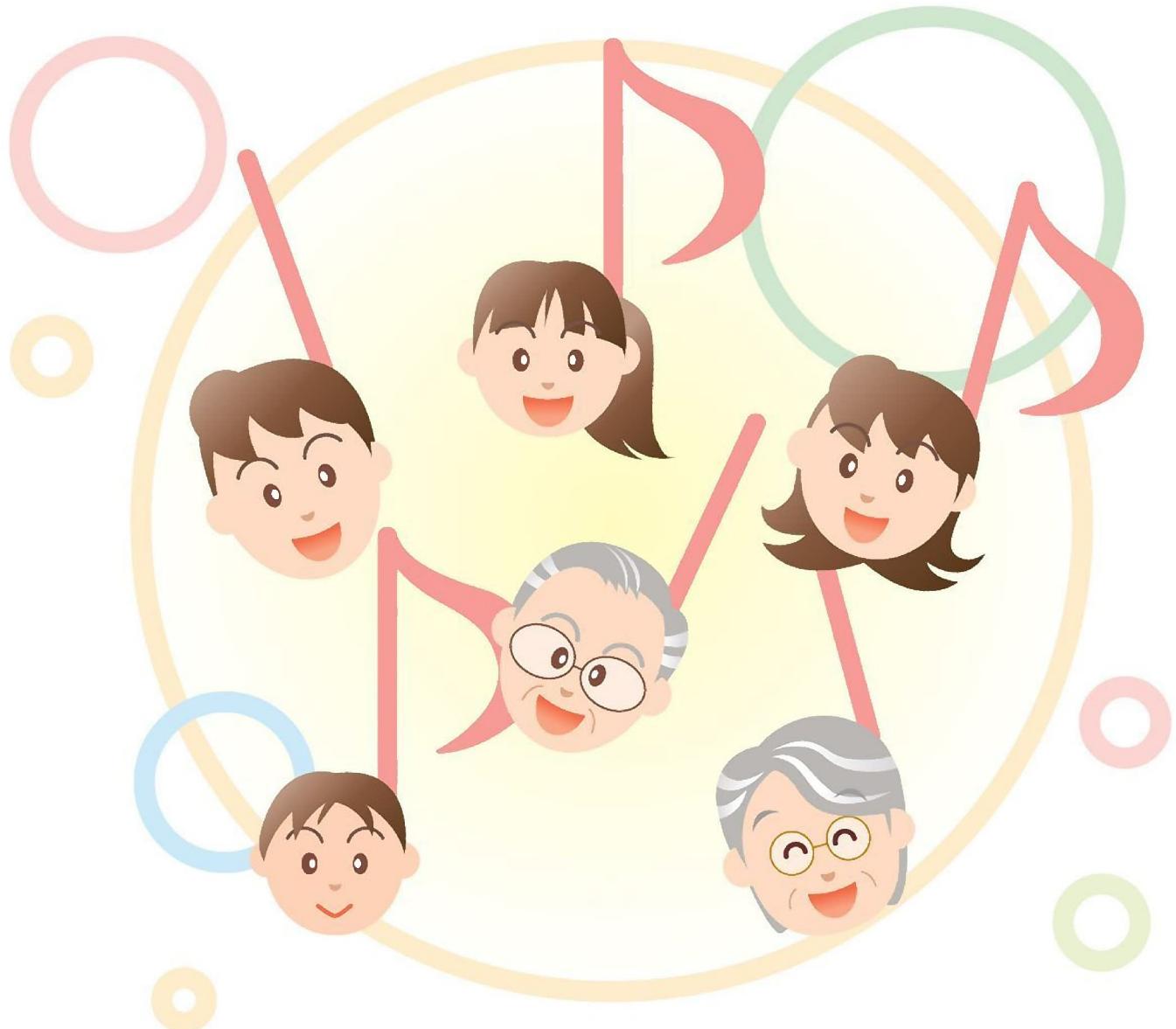
こども基本法の内容は、こども家庭庁のホームページから見ることができます。
<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon/>



情報過多、核家族化が進む時代、

つい子育ての正解をさがしてしまう
ことも多いですが、子どもの個性を
大切にし、他の子と比較するのではなく、子どもとの対話を大切にした
地域全体での子育てができる社会
を大人全員でつくっていきましょう。





発行日：令和5年4月（初版 平成24年4月）
発 行：芦屋市こども福祉部こども家庭室こども政策課
TEL 0797-38-2045